



金地金の申告漏れ

(平成 27 年 5 月 8 日裁決 全部取消し)

第 63 回 2015 年 (平成 27 年) 12 月 4 日

発表 中島 孝一

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<http://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

M J S 判例研究会
平成 27 年 12 月 4 日

金地金の申告漏れ

[金地金の申告漏れ(平成27年5月8日裁決 全部取消し)]

1 事案の概要

本件は、請求人の相続税について、原処分庁が請求人は一部の金地金を秘匿し課税財産に含めて申告しなかったとして、相続税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分を行ったのに対し、請求人が当該金地金は存在しておらず、原処分庁の認定は誤りであるとして、原処分の全部の取消しを求めた事案である。

年月日	金地金の取得・贈与の経緯等	
① 平成16年7月15日	別紙2順号1～7の各金地金を取得(合計重量7,000g)	累計 18,400g
② 平成19年8月28日	別紙2順号8～24の各金地金を取得(合計重量11,400g)	
③ 平成20年5月頃	被相続人は自宅に多数の金地金を保有	
④ 平成20年10月頃	被相続人は自宅に多数の金地金を保有	
⑤ 平成20年10月頃	別紙2順号8及び17の各金地金を贈与(合計重量1,500g)	
⑥ 平成20年11月28日	遺言書作成(多数(?)の金地金が所在することを示す記載あり)	
⑦ 平成22年2月5日	被相続人の財産管理等の事務を請求人に委託する公正証書を作成	
⑧ 平成23年2月16日	遺言書作成(金地金2,300gの記載あり)	
⑨ 平成23年7月6日	被相続人は同日から相続開始日まで入院	
⑩ 平成23年9月頃	相続開始	
⑪ 平成24年7月17日	相続税申告書提出(請求人は金地金2,300gを相続し申告)	
⑫ 平成25年8月31日	金地金の売却事実は把握されていない	
⑬ 平成25年12月26日	修正申告書提出	
⑭ 平成26年3月26日	更正処分等(金地金14,800g(約6,000万円)申告漏れ)	

2 基礎事実

次の事実は、請求人と原処分庁との間に争いがなく、当審判所の調査の結果によってもその事実が認められる。

(1) 被相続人、共同相続人等の概要

マスキング(以下「本件相続開始日」という。)に死亡した請求人の父であるマスキング(以下「本件被相続人」という。)の相続(以下「本件相続」という。)に係る共同相続人は、本件被相続人の子の請求人、マスキング、マスキング、マスキング及び亡マスキングの代襲相続人であるマスキング(以下、これらの者を併せて「本件各共同相続人」という。)であり、本件相続に係る受遺者は、請求人の妻のマスキング及び子のマスキング並びにマスキングの亡妻のマスキング(死亡)であった。

(2) 本件被相続人による金地金の取得状況等

本件被相続人は、別表2記載の金地金について、平成16年7月15日に順号1から7までの各金地金(合計重量7,000g)、平成19年8月28日に順号8から24までの各金地金(合計重量11,400g)をそれぞれ「取得先」欄の取得先から取得した。

本件被相続人は、平成20年10月頃、別表2の順号8及び17の各金地金(合計重量1,500g)をマスキングに贈与し、同人は、平成21年3月27日に順号17の金地金(500g)、同年5月28日に順号8の金地金(1,000g)をマスキング(金地金の取扱業者)にそれぞれ売

却した。

(3) 原処分に至る経緯

請求人は、本件相続に係る相続税の申告書(以下「本件申告書」という。)に本件相続により2,300gの金地金を取得した旨記載していたところ、その後行われた本件相続に係る相続税の調査(以下「本件調査」という。)において、本件調査の担当者(以下「本件調査担当者」という。)に対し、上記2,300gの金地金として、別表2の順号5、7及び23の各金地金(合計重量2,100g)及び別表2外の金地金2個(合計重量200g)を提示した。

原処分庁は、本件調査の結果に基づき、別表2の順号1から4まで、6、9から16まで、18から22まで及び24の各金地金(合計重量14,800g。以下、これら各金地金を「本件金地金」という。)を申告漏れの相続財産と認定し、課税価格に「マスキング」を加算して本件更正処分をした。

(4) 本件被相続人の生活状況等

本件被相続人は、平成14年5月26日から平成20年8月12日までの期間、「マスキング」(省略)「マスキング」所在の家屋にて一人暮らしをし、同日から同年9月26日までの期間、「マスキング」(省略)に所在する「マスキング」(省略)に入院し、「マスキング」を退院した同日から平成23年7月6日までの期間(病院への短期入院の期間を除く。)、請求人と「マスキング」所在の家屋(以下「本件居宅」という。)にて同居し、同日から本件相続開始日までの期間、「マスキング」に所在する「マスキング」に入院していた。

本件被相続人は、「マスキング」を退院して請求人と本件居宅にて同居するようになった平成20年9月26日以降、請求人に指示をして、本件被相続人の預貯金の入出金、銀行振込等の手続き及び非鉄金属の移動等を行わせていた。

本件被相続人と請求人は、平成22年2月5日、本件被相続人の生活、療養看護並びに不動産・動産等の全ての財産の保存、管理、変更及び処分に関する事務を請求人に代理権を付与して委託する旨の契約を締結し、これを証する同日付公正証書を作成した。

3 争点

争点1 本件金地金は、請求人が取得した本件相続に係る相続財産であるか否か。

争点2 請求人が本件金地金を本件相続に係る相続財産として申告しなかったことは、通則法第68条(重加算税)第1項に規定する重加算税の賦課要件を満たすか否か。

4 主張

(1) 争点1(本件金地金は、請求人が取得した本件相続に係る相続財産であるか否か。)

原 処 分 庁	請 求 人
以下に述べるように、本件相続開始日以前に本件被相続人又は本件被相続人の委任	以下に述べるように、本件相続に係る相続財産である金地金は、本件被相続人が作

を受けた請求人の管理下には多数の金地金の保有が推認され、売却及び贈与の事実はないことからすると、本件金地金は、本件相続開始日において請求人が取得した本件相続に係る相続財産である。

イ 本件被相続人が平成16年7月及び平成19年8月に金地金を取得以後、本件相続開始日以前において、本件被相続人又は本件被相続人の委任を受けた請求人の管理下には、次のとおり金地金の保有状況があるので、これらの状況から多数の金地金が保有されていたと推認される。

(イ) 平成20年5月頃、マスキングが本件被相続人の自宅に多数の金地金が保有されているのを確認し、また、同年8月頃、請求人は、それらが所在不明になったとして、マスキングにおいて別表2の順号8から24までの各金地金17個の金塊番号を確認したことがあった。

(ロ) 平成20年10月頃、マスキングは、本件被相続人が金地金3,500gをマスキングに引き渡した際、同席した請求人から上記3,500g(当該金地金のうち2,000gは平成21年6月頃にマスキングが本件被相続人に返却)の金地金以外の金地金を見せられ、本件居宅に多数の金地金が保有されているのを確認したことがあった。

(ハ) 本件被相続人が作成した平成20年11月28日付遺言公正証書には、請求人に相続させる相続財産として「金地金の全部」と、金地金が存在することを示す記載がされていた。

ロ 本件被相続人の行動範囲並びに本件金地金の製造業者から売却先と想定したマスキング、マスキング及びマスキングにあるマスキングの特約店の全て(以下、これらを併せて「本件調査対象金地金取扱業者等」という。)において、本件金地金の取得日から平成25年8月31日までの期間の売却事実の有無を調査したところ、本件金地金の売却事実は把握されていない。

また、請求人、マスキング、マスキング及びマスキングは、本件被相続人が金地金を売ったという話を聞いたことはなく、また、同人らは本件被相続人が金地金を売ることはないと認識している。

さらに、本件被相続人は、金地金を売

成した平成23年2月16日付遺言公正証書に記載された2,300gが実在の重量であり、本件金地金は、請求人が取得した本件相続財産に係る相続財産ではない。

イ 原処分庁が主張する左記イの(ロ)のような出来事はなかった。

また、原処分庁主張の左記イの各事実が仮に存在したとしても、それらの事実により後に作成された平成23年2月16日付遺言公正証書には「金地金の全部(本遺言作成時の在り高2,300グラム)」との記載がされていることから、遅くともこの時点には、請求人が申告した以外には金地金がなかったことは明らかである。

ロ 原処分庁の左記ロの主張に係る各事実が仮に存在したとしても、それらのみからでは、本件金地金の売却事実がないとの認定には至らない。

<p>却した旨記載した所得税の確定申告書を提出していない。</p> <p>これらの事実からは、本件被相続人が本件相続開始日以前に本件金地金を売却した可能性は著しく低いものとみるべきである。</p> <p>ハ 請求人、マスキング、マスキング、マスキング、マスキング並びに請求人の子のマスキング及びマスキングが本件金地金の贈与を受けていないことからすると、本件金地金は、本件被相続人から上記以外の者に贈与された事実もないものと推認するべきである。</p>	<p>ハ 原処分庁の左記ハの主張に係る各事実が仮に存在したとしても、それらのみからでは、本件金地金の贈与事実がないとの認定には至らない。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------

- (2) 争点2 (請求人が本件金地金を本件相続に係る相続財産として申告しなかったことは、通則法第68条(重加算税)第1項に規定する重加算税の賦課要件を満たすか否か。)

原 処 分 庁	請 求 人
<p>以下に述べるように、請求人が、本件金地金を本件相続に係る相続財産として申告しなかったことは、当初から相続財産を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたものといえることができるから、通則法第68条第1項に規定する重加算税の賦課要件を満たす。</p> <p>イ 請求人は、本件被相続人の指示の下、本件被相続人の財産管理に関与していたと認められるところ、本件金地金が、相続開始日において、本件被相続人によって保有されていることを存知していたと認められるにもかかわらず、相続税申告の関与税理士であるマスキングに本件金地金の存在を伝えず、相続財産が過少な本件申告書を作成させている。</p> <p>ロ 請求人は、本件調査担当者に対し、本件金地金の管理に関与していた事実を秘匿し、マスキングに対し本件金地金の存在を本件調査担当者には言わないように口止めしており、請求人は、本件金地金の存在の事実を一貫して秘匿する意思を有していた。</p>	<p>以下に述べるように、原処分庁は事実を誤認しており、請求人が本件金地金を本件相続に係る相続財産として申告しなかったことは、通則法第68条第1項に規定する重加算税の賦課要件を満たさない。</p> <p>イ 請求人は、本件被相続人の存命中、本件被相続人の財産を管理していたわけではなく、本件相続に係る相続財産である金地金は、本件被相続人が作成した平成23年2月16日付遺言公正証書に記載された2,300gしか知らない。</p> <p>ロ 請求人は、マスキングに対し、本件金地金の存在を言わないように口止めしたことはない。</p>

5 判断

(1) 争点1 (本件金地金は、請求人が取得した本件相続に係る相続財産であるか否か。)

上記4の原処分庁の主張は、本件相続開始日において本件金地金を本件相続に係る相続財産であると認定した根拠について、本件被相続人が平成16年7月及び平成19年8月に金地金を取得した以後、①平成20年5月頃、同年10月頃及び同年11月頃にも本件被相続人の下に多数の金地金が保有されていたこと、②本件調査対象金地金取扱業者等に対する売却の事実がないこと、③「マスキング」を除く本件各共同相続人及び親族2名への金地金の贈与の事実がないことから、本件被相続人が本件金地金を売却した可能性が著しく低く、かつ、「マスキング」以外の者に対しては本件被相続人からの金地金の贈与の事実はないとする推認を経て、本件相続開始日において、本件被相続人又は本件被相続人の委任を受けた請求人の管理下には本件金地金が存在したとするものである。

しかしながら、上記①から③までの事情は、本件相続開始日に本件金地金が本件被相続人の相続財産として存在したと認めるには十分とはいえず、他に原処分庁の主張事実を認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件金地金は、請求人が取得した本件相続に係る相続財産であるとは認められない。

(2) 争点2 (請求人が本件金地金を本件相続に係る相続財産として申告しなかったことは、通則法第68条(重加算税)第1項に規定する重加算税の賦課要件を満たすか否か。)

上記(1)のとおり、本件金地金は、請求人が取得した本件相続に係る相続財産であるとは認められないから、本件金地金が相続財産であることが前提となる争点2は判断する必要はない。

(3) 本件更正処分について

上記(1)のとおり、本件金地金は、請求人が取得した本件相続に係る相続財産であるとは認められないから、本件更正処分はその全部を取り消すべきである。

(4) 本件賦課決定処分について

上記(3)のとおり、本件更正処分はその全部を取り消すべきであるから、本件賦課決定処分についても、その全部を取り消すべきである。

別表 1

審査請求に至る経緯及び内容

区 分	申 告	修 正 申 告	賦課決定処分	更正処分等	異議申立て	異議決定
年 月 日	平成 24・7・17	平成 25・12・26	平成 26・3・25	平成 26・3・26	平成 26・4・21	平成 26・6・19
課税価格	マ ス キ ン グ					
納付税額						
過少申告 加算税の額						
重加算税 の額						

別表 2

本件被相続人が取得した金地金の内訳表

取得年月日	金塊番号	順号	重量(g)	製 造 者	取 得 先
平 16・7・15	マ ス キ ン グ	1	1,000	} 申告漏れ (合計重量 14,800g) 申告済 申告漏れ 申告済	マ ス キ ン グ
		2	1,000		
		3	1,000		
		4	1,000		
		5	1,000		
		6	1,000		
		7	1,000		
平 19・8・28	マ ス キ ン グ	8	1,000	贈与済 (H20/10 頃) } 申告漏れ 贈与済 (H20/10 頃) } 申告漏れ 申告済 申告漏れ	マ ス キ ン グ
		9	1,000		
		10	1,000		
		11	1,000		
		12	1,000		
		13	1,000		
		14	1,000		
		15	1,000		
		16	1,000		
		17	500		
		18	500		
		19	500		
		20	500		
		21	100		
		22	100		
		23	100		
		24	100		
合 計			18,400		

(注) マ ス キ ン グ

6 本事案の検討

(1) 本事案における審判所の判断

本件は、原処分庁が請求人は一部の金地金を秘匿し課税財産に含めて申告しなかったとして相続税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分を行ったのに対し、請求人が当該金地金は存在しておらず原処分庁の認定は誤りであるとして、原処分の全部の取消しを求めた事案である。

審判所は、原処分庁の主張事実(下表①～③参照)のみでは、本件相続開始日に本件金地金が本件被相続人の相続財産として存在したと認めるには十分とはいえず、他に原処分庁の主張事実を認めるに足りる証拠はないことから、本件金地金が請求人の相続財産であるとは認められないと判断した。

- ① 平成 20 年 5 月頃(相続開始 3 年前頃)等から、本件被相続人の下に多数の金地金が保有されていたこと
- ② 本件調査対象金地金取扱業者等に対する売却の事実がないこと
- ③ 本件各共同相続人等への金地金の贈与の事実がないこと

審判所は、原処分庁の主張事実のみでは本件相続開始日に本件金地金が本件被相続人の相続財産として存在したと認めるには不十分との判断に至ったのか、以下において検討を行う。

(2) 類似事案における審判所の判断

① 昭和 54 年 6 月 21 日裁判

本件は、原処分庁が被相続人(相続開始日：昭和 48 年 10 月 8 日)の預金から生前(相続開始直前の昭和 48 年 10 月 3 日から同月 6 日までの 4 日間)に引き出された金員(各日に 1,000 万円ずつ合計 4,000 万円)について、同人の相続財産であるとして相続税の更正処分を行ったのに対し、請求人が当該金員は存在しておらず相続財産ではないとして、更正処分の取消しを求めた事案である。

審判所は、以下の理由により、昭和 48 年 10 月 3 日の預金払い戻しから相続開始までの間における被相続人の財産及び債務の異動状況についての審判所の調査及び原処分関係書類を調査し、現金 4,000 万円は相続開始時における手持現金と認めることが相当と判断した。

- イ 新たに資産を取得し、それに対する支払をした事実は見当たらないこと
- ロ 被相続人が当時高額資産の購入等の事実は見当たらないこと
- ハ 手持現金を請求人の知らない相手方に貸付けした事実は見当たらないこと
- ニ 手持現金に相当する公租公課等の支払をした事実がないこと

② 平成 23 年 6 月 21 日裁決

本件は、原処分庁が被相続人(相続開始：平成 19 年 4 月?日)の預金から生前(相続開始直前の平成 19 年 4 月 19 日)に引き出された金員(5,000 万円)について、同人の相続財産であるとして相続税の更正処分を行ったのに対し、請求人が当該金員は存在しておらず相続財産ではないとして、更正処分の取消しを求めた事案である。

審判所は、以下の理由により、通常想定しえる金員の流出先についてみても、現金が費消等された事実はなかったのであるから、被相続人によって費消等されなかったと認めることができ、他にこれを覆すに足る証拠はなく、相続の開始時点までに被相続人の支配が及ぶ範囲の財産から流出しておらず、相続財産に該当すると判断した。

- イ 5,000 万円という高額な金員を家族に知られないまま費消することは通常であれば考えられないこと
- ロ 金員が引き出されてから被相続人が死亡するまで、ギャンブル等の浪費によってすべて費消するには短すぎる事
- ハ 被相続人自身、数日後に死亡するとは考えておらず、多額の費用が必要な治療の準備をしていた時に、預金残高の 8 割を超え、総所得金額の 2 倍以上に相当する 5,000 万円もの金員を、被相続人が短期間で軽々に費消してしまったとも考え難いこと
- ニ 本件金員が、相続開始日までに他の預金等に入金された事実、本件相続人の経営する会社との間での債務の返済や貸付金に充てられた事実、資産の取得または役務の提供の対価に充てられた事実、その他何らかの費用に充てられた事実、病院に対する寄附金及び費消された事実がないこと
- ホ 本件金員は、本件被相続人の家族以外の第三者には渡されていないと推認されること

※ ①及び②は、「相続税・贈与税における名義預金・名義株の税務判断(風岡範哉著・清文社)」を参考にしている。

③ 上記①及び②の共通点

上記①(昭和 54 年 6 月 21 日裁決)及び②(平成 23 年 6 月 21 日裁決)には、次の共通点がある。

- イ 被相続人の相続開始直前に、被相続人の預金から現金が引き出されていること。
- ロ 税務調査において、引き出された現金の所在は確認できていないこと。
- ハ 現金の引き出しから相続開始までの 短期間に、現金の費消等の事実がないことを通常想定される範囲内において傍証を積上げていること。

審判所において、引き出された現金が相続財産を構成するとの判断に至る背景には、現金が引き出されてから相続開始までの短期間において、その現金が費消等される可能性の範囲は限られることを前提に、原処分庁が傍証を積上げることにより通常想定され

る現金消費等の可能性を排除したためと思われる。

(3) 本事案と類似事案との相違

本事案は、金地金の購入時期(平成16年7月15日及び平成19年8月28日)から相続開始(平成23年9月頃)まで、約4年(平成19年8月から平成23年9月とした場合)の期間があり、類似事案のように短期間でないことに相違がある。

その期間が長期化すれば、金地金の処分(売却・贈与等)の可能性の範囲を排除するための傍証の積上げ作業は、通常想定される範囲を超えた膨大のものになろう。

本事案のように、金地金の購入から相続開始までの期間が約4年という期間(少なくとも短期間ではない)にわたる場合には、原処分庁の「売却の事実」「親族等への贈与の事実」がないことについての推認だけでは、通常想定される可能性の範囲における主張事実であり、金地金が相続財産として存在したと認めるには不十分であると判断したものと考えられる。